

## 第十五章 地方自治と「公共の再生」

地方自治体と公務員は、①福祉の増進、②共有財産の維持・管理という公共をすすめる公的責任があります。福田市政の12年間は、市民の共通の利益である福祉を後退させ、共有財産である公共施設を増やさず減らし、公共を担う公務員削減などを行つて公的責任を放棄するなど、3つの角度で公共を壊してきました。

### 1. 人口増加なのに公共施設を増やさず

川崎市的新たな将来人口推計では、市の人口のピークは5年後ろに伸びて2035年となり、今後10年間は人口が増え続け、今より人口が減るのは20年後です。当然、市の総合計画の中心課題は、「人口減少ではなく、「人口増加にどう対応するか」ということになります。しかし、現在の市の方針では、「人口減少を前提に公共施設の「床面積は増やさない」としており、不足していくても増やさず、さらに資産マネジメントで公共施設の統廃合・削減を進めようとしています。

### 不足している市営住宅や特養ホームは増設せず

例えば、市営住宅は、平均倍率が約10倍で応募したけれど入れない方が約6000人いますが、増設する計画はありません。今後さらに人口が増え続ければ、さらに入ることは難しくなり、この状況は今後20年間以上続くことになります。公営住宅法では、第一条で、地方公共団体は「低廉な家賃で賃貸し、社会福祉の増進に寄与する」と規定し、第三条で「常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない」とも規定しています。要するに法律では、その地域で低所得者の住宅が不足している場合は、自治体の責務として公営住宅の供給を行わなければならないのです。倍率が10倍で6000人が入れない状況で、自治体の公的責任を果たしているとはとても言えません。

また、特養ホームにしても待機者が約2000人いて、介護度が4、5の方でも入れない方が約1000人いま

す。しかし、市の特養ホームの計画では、新規開設は皆無です。一般の保険では、提供されるべきサービスが提供できなかつたら裁判で訴えられます。介護保険の場合は、川崎市が運営主体であり、サービスを提供する責任があります。特養ホームの入居がサービスにあり、その条件を満たしている被保険者に、不足しているから入れませんでは許されません。

### 人口減少を前提に公共施設を統廃合

市の資産マネジメントでは、人口減少を前提に「公共施設の床面積は増やさない」とし、さらに休日急患診療所や子ども文化センター、老人いこいの家、様々な福祉施設の統廃合を計画しています。しかし新らたな人口推計では、10年間は人口が増加します。公共施設の1人当たりの床面積についても、川崎市は政令市の中で下から4番目で、北九州市、大阪市、神戸市の半分しかありません。人口は増加し、ただでさえ少ない床面積なのに、人口減少を前提にして「公共施設の床面積は増やさない」、「統廃合で減らす」という方針は誤りです。

### 2. 公共施設の民間活用で様々な問題が

この間、公共施設に民間活用の手法であるPFI、指定管理者制度を導入することによつて、様々な問題が噴出しています。

#### PFI・等々力緑地は樹木が伐採され民間企業の儲けに利用

等々力緑地の再編整備では、PFIで民間企業に設計・建設・管理運営を任せた結果、樹齢60年以上の樹木を800本伐採し、広場がつぶされスープー銭湯や商業施設が乱立し、日産スタジアムの2倍の駐車場が建設され、さらに総事業費が当初の2倍の1200億円にもなる計画が出され、市民の中で大きな反対運動が起きています。それにもかかわらず、PFI法のために各工事費も事業費の算定根拠も非公開、どんな商業施設が入るのかも未定ということで、事業費の精査もできず、市民や行政が関与できない制度となっています。市民の憩いの場である公園が、樹木は伐採され民間企業の収益を上げるために利用されてしまふ、こんなことを許されて良いはずがありません。

指定管理者制度・中央療育センターで事故や事件が

繰り返しており、議会では不安や懸念の声が噴出しました。指定管理者制度の導入で直営時代に培われた本市のノウハウが失われ、市の権限では、内部の人事を入れ替えるなど根本的な改善を直接図ることはできないなど、この制度の問題点が明らかになりました。全国では、指定管理者制度の事業が、経営悪化で解散、撤退したために、利用者が放り出される事例も多く発生しています。高齢者や障碍者、子どもの命を預かる施設にとつて、この制度はふさわしくはありません。

### 3. 人口増なのに市職員を削減

川崎市は、この20年で人口は増加しましたが市職員を減らし、さらに公共施設の民間活用で市職員が誰もいない施設が増えており、様々な問題が起きています。

コロナ禍では医療、保健所、消防署の職員不足で全国最悪の状況に

コロナ禍の2021年8月、川崎市は、コロナ重症病床の使用率が100%を超えコロナ病床は満床状態。自宅療養者数は3000人を超える9割の方が入院できず、ほとんどの方が自宅療養となっている事態になり、保健所に電話してもつながらず、緊急搬送困難事例が200件近くになるなど救急車を呼んでも来ない事態が激増しました。緊急事態宣言下のどの都道府県と比べても、すべての数値で最悪の状況となりました。この大きな要因には、病床自体が足りない問題もありますが、医療、保健所、消防を担う市職員の不足が大きな原因です。

人口は20年間で25万人増えたのに市職員は1500人削減

市はこの20年で人口は25万人増えたのに、市職員は1500人も減らし、人口当たりの市職員数では、政令市の中で下から5番目です。特に市の保健所職員は、人口当たりで横浜市の半分程度であり、消防職員の体制も国の基準を満たしていない状況でした。医療従事者、保健所職員、消防職員など「市民の命を守る」ことを責務とする市職員が足りてなくてどうやって自治体の公的責任を果たせるのでしょうか。

災害時に対応する市職員が誰もいない施設（市民ミュージアム）

指定管理者が管理・運営している市民ミュージアムは2019年東日本台風による浸水で川崎に関連する考古・歴史・民俗資料及び芸術作品や市指定文化財を含めた約23万点の貴重な収蔵品に被害がでました。当時、市民ミュージアムは指定管理者制度のため、市職員がいない状況で、台風の予測・被害状況がつかめず、収蔵品を避難させる判断が遅れ、市民の財産である収蔵品に大きな被害が出てしました。現在、市は、指定管理者制度を様々な公共施設に広げており、市職員が一人もいない施設が増えています。それぞれの施設で災害時、市職員がないもとで、台風や豪雨の予測、震災の被害状況を把握し、市民や財産を避難させる判断や指示などどうやって対応するのでしょうか。公共施設を指定管理者に任せっていては、災害時の避難など「市民の命・財産を守る」という自治体の責務は果たせません。

#### 4. 壊されてきた市の「公共の再生」を

PFI、指定管理者制度の導入で、全国各地で深刻な問題が

全国では、PFI、指定管理者制度の導入で、各地で深刻な問題が起きて います。PFI事業では、福岡市の余熱利用施設が破綻、仙台市の温水プールなどで事故が起っています。高知県高知市の病院PFIでいろいろによる刑事事件が起きるなど数々の問題が起っています。指定管理者制度では、愛知県蒲郡市（がまごおり）の市民会館や北海道帯広市の児童保育センターが業績悪化で市直営に戻した例、島根県出雲市のプールや静岡県草薙体育館での死亡事故なども起きています。

また、21年5月、会計検査院が出したPFI報告書では、債務不履行は、国の11機関だけの調査でも57事業のうち26の事業で2367件あつたことが報告されています。このように公共施設の民間活用によつて、債務不履行、事業破綻や撤退、事業者との癒着汚職事件が多数起きて います。

「公共の再生」のための総合計画への提案

このように公共施設、サービスが壊されてきた「市の公共を再生」するために、総合計画において、第1に、将

来の人口増加に対応するためにも、公共施設、市職員は現在の不足分を早急に補充し、人口増に合わせて増やすこと。第2に、公共施設の民間活用の問題点を検証し、これ以上対象を広げないこと。特に公園、また人の命にかかり、専門性、継続・安定性が要求される施設、老人福祉施設、障害者施設、療育センターなどは直営に戻すことを要望します。

(二) 市民のプライバシー権、自治体の条例制定権の後退につながる個人情報保護条例の改悪や市民サービスの後退につながる「デジタル化(DX)」の具体化はしないこと。

個人情報保護条例の目的、要配慮個人情報、本人からの直接取得、目的外利用・外部提供、審議会の諮問、匿名加工情報などの削除された規定、基準は、要綱・ハンドブックなどに記載する。

「システムの標準化」に対して、自治体の独自施策を維持・拡充させる。  
「行政のデジタル化」を口実にした行政窓口の縮小や紙による手続きは廃止せず、住民の相談機能としても対面窓口のサービス体制を充実し、手続きの簡素化をすすめる。

(二) 自治体を変質させる「自治体戦略2040構想」とその具体化である「コミュニティ施策」、「スーパーシティ構想」、「公共サービスの民営化」について、住民自治、団体自治、市民サービスの後退につながる具体化はないことを求める。

- 1 「これからの中長期的な考え方」の具体化であるソーシャルデザインセンターを、公助がしっかりと中心に据えるものに抜本的につくりかえる。
- 2 地域医療、介護、公共交通など全体的な計画を企業にゆだね、企業利益優先の「スーパーシティ構想」は導入しないこと。
- 3 市民サービスの後退・撤退、人件費削減により不安定な非正規労働者を多数生み出し、行政の責任を後退させるPFM、指定管理者制度による「公共サービスの民営化」は、これ以上対象を広げないこと。特に公園、また人の命にかかり、専門性、継続・安定性が要求される施設、老人福祉施設、障害者施設、療育センターなどは直営に戻すこと。
- 4 市民の土地、財産を民間に売却する「資産マネジメント」は見直しをすること。公共施設の安易な統廃合は見直すこと。

して、不足している施設は増設をすること。（再掲）

### （三）特別市（特別自治市）制度の推進は中止する

市が計画している「特別自治市制度」（特別市）は、災害、コロナ対策などの県の総合調整機能、県を通じた交通・警察機能、住民サービスが失われ、県内の多くの自治体の負担増につなるため、撤回すること。

### （四）住民自治の精神の徹底から、市民が主権者であることをきちんと位置付ける

1　自治基本条例には、主権者は市民であることが明記されていない。市民は行政の手伝いをするものであつたり、行政と同列なのではなく、主権者であることを明記する。

#### 2　「住民投票条例」は住民が真に使えるものに改正する。

①　住民投票の対象事項は、「市長が意思決定していない、つまり施策として形になつていらないものしか投票の対象にならない」ことが、条例制定の委員会審議の中で明らかになつた。これでは、市民が問題に気がついたときには多くの場合、住民投票にはかけられないことになる。市民が住民投票にかけて市民の意思を問いたいと思う問題は対象になるよう、対象事項は「現在または将来の住民の福祉に重大な影響を与える、または与える可能性のある事項」のみにする。

②　住民発議にとって必要な署名数を投票資格者総数の10分の1にしていることも、住民投票を発議しにくくして、市民の手を縛ることになつていて、必要な署名数は投票資格者総数の20分の1にする。

③　住民投票は「間接民主主義を補完するための制度」と市自身も認めていることから、議会への協議は削除する。

④　投票日は、問題によっては機を逸するがないように、国政・地方選挙と投票日とは別にして、単独投票日とする。

3　「まちづくり育成条例」を、市民が主権者と位置づけ、抜本的に改正する。

4　「総合計画」・「基本計画」の策定にあたつては、市民が主権者であることをきちんと位置づける。市民に十分な説明を行ない、市民意見を反映するようにする。

5 地方自治法第1条の「住民福祉の増進」という立場から、これ以上の「行革」はやめ、市民要求実現に全力をあげる。

## （五）市民参加を実効的なものにするため、次の各制度を改正する

- 1 市民意見を充分市政に反映できるよう、「パブリックコメント手続条例」を改正・活用すべきである。
  - ① パブリックコメント制度の目的に、「市政運営に市民意見を反映するため」を加え、市民意見を反映させるための具体化をする。
  - ② パブリックコメントはホームページだけでなく、区役所や図書館など公共施設に印刷物を置き、「周知を図る」というのであれば、当事者に届けて意見を述べられるようにする。
  - ③ 市民意見を募集したい事案については、該当地域や全市を対象に説明会を開くなど、あらかじめ市の考え方を説明する機会を設け、市民が理解したうえで意見を述べるようにする。
- 2 各区の区長の選出については準公選制を導入する。
- 3 審議会等の市民公募委員を増やし、議事録を公開する。
- 4 2014年、教科用図書の採択に係る川崎市教育委員会会議の会議録を、その作成を担当していた教育委員会事務局総務部庶務課が同会議の音声データを消去するという事件が発生しました。市民の知る権利を奪う行為であり断じて許されません。この件は横浜地裁が2023年10月4日市教委の不開示情報に該当するとのすべての主張を退け、各開示請求拒否処分を取り消すとの市民の完全勝訴の判決を言い渡したのに続き、市教委が控訴した東京高等裁判所でも、市教委の主張はすべて排除され市民の完全勝訴となり、2024年5月2日市教委が上告断念を表明して、横浜地裁判決、東京高裁判決が確定しました。川崎市教育委員会は、音声データについても、公文書であるという審査会の答申を徹底し、各局に公文書として保管義務を徹底し、開示請求の対象として公開することを徹底すること。再発防止のための組織として第3者を加え、より実効性のある制度に改善すること。